

別表 3

国際電話における地域の区分及びその範囲

nojima mobile YM 契約約款（LTE 編）（電話）の別記に定める国際電話における地域の区分及びその範囲は、次のとおりとします。

地域の区分	地域の範囲
グループ 1	カナダ、シンガポール共和国、タイ王国、台湾、マレーシア
グループ 2	アラスカ、イタリア共和国、インドネシア共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、オーストラリア連邦、グアム、サイパン、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、プエルトリコ、フランス共和国、米領バージン諸島、マカオ、ロシア連邦
グループ 3	アイルランド、アルゼンチン共和国、インド、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、スイス連邦、スペイン、スペイン領北アフリカ、チェコ共和国、デンマーク王国、バーレーン王国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国
グループ 4	アゾレス諸島、アラブ首長国連邦、エジプト・アラブ共和国、オマーン国、グアドループ島、クウェート国、クリスマス島、コモロ連合、コロンビア共和国、サウジアラビア王国、サンピエール島・ミクロン島、ジンバブエ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タンザニア連合共和国、チリ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フェロー諸島、仏領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マイヨット島、マディラ諸島、マルティニク、メキシコ合衆国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、レユニオン

グループ5	<p>アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、アセンション、アフガニスタン・イスラム共和国、アルジェリア民主人民共和国、アルバ、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンギラ、アンゴラ共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、英領バージン諸島、ウガンダ共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、カザフスタン共和国、カタール国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガイアナ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、ギニア共和国、キプロス共和国、キルギス共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グリーンランド、グルジア、クロアチア共和国、ケイマン諸島、ケニア共和国、ココス・キーリング群島、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、ジャマイカ、シント・マールテン、スーダン共和国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セルビア共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントヘレナ島、セントルシア、ソマリア民主共和国、タークス・カイコス諸島、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国、タジキスタン共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、トルクメニスタン、トンガ王国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、ハイチ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラオ共和国、パラグアイ共和国、バルバドス、フィジー諸島共和国、ブータン王国、仏領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、米領サモア、ベナン共和国、ベラルーシ共和国、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ボリビア多民族国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マーシャル諸島共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、マルタ共和国、ミクロネシア連邦、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、ミャンマー連邦、モザンビーク共和国、モナコ公国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モルディブ共和国、モロッコ王国、モンゴル国、モンセラット、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レバノン共和国</p>
-------	---

グループ6	アメリカ合衆国（本土）、大韓民国、中華人民共和国、ハワイ、香港
-------	---------------------------------

備考1 当社の業務運営上その他やむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

附則

（実施期日）この規定は、平成25年3月7日から実施します。

附則

（実施期日）この規定は、平成26年8月1日から実施します。